

## 落札者決定基準

工事名: ○○○○工事  
 工事番号: 第○-○号  
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【標準型①(WTO)(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書 (注5)	総合的なコストの削減に関する項目(注1)	・維持管理費・更新費 ・その他、補償費等		(配点は案件毎に決定) 小計54満点
	工事的物の性能・機能の向上に関する項目(注1)	・初期性能の持続性の向上 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・機用性の向上等		
	社会的要請の対応に関する項目(注1)	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策		
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	主任技術者・監理技術者(JVの場合は構成員全員)の技術提案の記載内容に対する理解度(ヒアリングで聞き取り) (注6)	a. 内容を理解している b. 一部でも理解していない技術者がいる (注2) c. 全く理解していない技術者がいる (注3)	0 Max -10 欠格
加算点合計(注4)				54点満点

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。

(注3) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。

(注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注5) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注6) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。  
 但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日(土・日・祝日を含まない)の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。  
 なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は-3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり-1点とし、減点する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事  
 工事番号: 第○-○号  
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【標準型①(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案に係る項目	総合的なコストの削減に関する項目(注1)(注12)	・維持管理費、更新費 ・その他、補償費等		配点は案件毎に決定	
	工事的物の性能・機能の向上に関する項目(注1)(注2)	・初期性能の持続性の向上 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上等			
企業の実績等	社会的要請の対応に関する項目(注1)(注2)	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制筆数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・防災対策又はリサイクル対策		小計48点満点	
	企業の実績	過去5年間に完結(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県水道局発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)(注11)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満		工事成績評定点の平均値 →61.0(1) Max:2.5 工事成績評定点の平均値 →51.9(4)
企業の実績等	企業の実績	・JVの代表者は、過去5年間に於ける国土交通省近畿地方整備局(関係を除く)又は奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰 ・JVの代表者以外の構成員は、過去5年間に於ける奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰(注2)(注5)	a. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質賞以外の表彰 b. 奈良県土木マネジメント部の表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 c. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質賞以外の表彰 d. 奈良県土木マネジメント部の表彰 ○下記の県土木マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 e. 上記a、b、c、dに該当しない	0.5点/1表彰 表彰点の合計点 Max:1.5 0.25点/1表彰	小計7点満点
	配置予定技術者の実績	同種工事 ○○○○	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある(注13)	2	小計7点満点
建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用(UVは代表者のみ採点する)(注18)	建設キャリアアップシステムの事業者登録及びカードリーダーの設置(注16)(注17)	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注13) c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注14) d. 上記a、b、cに該当しない	1 1 0		
加算点合計(注9)			0	55点満点	

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去5年間は、工事成績評定点には平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までで完成・引渡が完了した工事、発注の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の表彰を受けた場合は、その企業に対して1表彰として加算するものとする。  
過去5年間は、平成20年4月1日～本工事の発注日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。  
「配点」についても、小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。

(注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付に変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に成した発注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千万円以上、C等級であったときは5百万円以上、D等級であったときは2百万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日現在)に完成し、かつ、引渡が完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。  
過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

(注5) ・国土交通省近畿地方整備局発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。  
アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、水道建設工事、電気設備工事、暖房衛生設備工事、セメントコンクリート舗装工事、プレストレストコンクリート工事、塗装工事、維持修繕工事、さく井工事、プレハブ建築工事、機械設備工事、運搬設備工事、発電設備工事  
・奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。  
舗装工事、POC橋上部工事、鋼橋上部工事、橋梁塗装工事、水門工事、建築工事、解体工事、設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする(土木・建築一体発注工事)・さく井工事

(注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨て、小数第2位まで計算するものとする。

(注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。  
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。  
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の発注日時時点で満45歳以下であれば加算する。  
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の発注日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

(注10) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。  
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。

(注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

(注12) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。

(注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有している者とする。  
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注14) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していない者とする。  
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注15) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

(注16) 建設キャリアアップシステムの事業者登録は、技術提案書の事後提出書類の提出時までにJVの構成員の全てが事業者登録されている場合に評価する。

(注17) 「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」において加算され落札した場合は、カードリーダーの設置状況について監督職員の確認を受けなければならない。

(注18) 「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」において加算され落札した後、受注者の責により、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点する。

落札者決定基準

工事名:〇〇〇〇工事  
 工事番号:第〇-〇号  
 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【標準型②(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点			
技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目(注1)(注13)	・維持管理費・更新費 ・その他、補償費等		(配点は案件毎に決定)	小計 24 点		
	工事的な性能・機能の向上に関する項目(注1)(注13)	・初期性能の持続性の向上 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上等					
	社会的要請の対応に関する項目(注1)(注13)	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策					
技術提案書(注10)	企業の施工実績	工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県水道局発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)(注11)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値 -65)×0.4	小計 10 点	
		表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間に於ける奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰(注2)(注5)	a. ○下記の県土木マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 b. ○下記の県土木マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.5点/1表彰 0.25点/1表彰		左記得点の合計点 Max1
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)		a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない	1 0.5 0		
	企業の施工実績	同種工事 〇〇〇〇	過去5年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注7)(注8)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある(注14)	2		
				b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注14)	1		
		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注15)	1				
		d. 上記a、b、cに該当しない	0				
	地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	本店の所在地(注12)		a. 「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5		
				b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
				c. 上記a、bに該当しない	0		
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	災害協定の締結		a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
			b. 上記aに該当しない	0			
加算点合計(注9)				34	加算点		

- (注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあつては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあつては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加算するものとする。過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があつた入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であつたときは3千万円以上、B等級であつたときは1千5百万円以上、C等級であつたときは5百万円以上、D等級であつたときは2百50万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡が完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。  
 舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする(土木・建築一式発注工事)・く井工事
- (注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨て、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。  
 ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。  
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加算する。  
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において1.0点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事業が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点より0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。  
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員の様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時時点での住所とする。
- (注13) 評価項目につき1提案とし、2提案以上入札があつた場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注14) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。  
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注15) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。  
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注16) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名:〇〇〇〇工事  
 工事番号:第〇-〇号  
 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【簡易型①(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	小計	
施工計画	②品質管理(最大2提案)(注1)	〇〇〇〇	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	3点/1提案 1.5点/1提案 0	左記得点の合計点 Max 6	小計 12点満点
	③安全管理(最大2提案)(注1)	〇〇〇〇	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、bに該当しない	3点/1提案 1.5点/1提案 0	左記得点の合計点 Max 6	
企業の施工実績	① 工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県水道局発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)(注11)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値) -65×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値) -65)×0.4		小計 10点満点
	② 表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間における奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰(注2)(注5)	a. 〇下記の県土木マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 b. 〇下記の県土木マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.5点/1表彰 0.25点/1表彰 0	左記得点の合計点 Max 1	
ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)			a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない	1 0.5 0		小計 10点満点
	同種工事	〇〇〇〇	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある(注13) b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注13) c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注14) d. 上記a、b、cに該当しない	2 1 1 0		
配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績(注7)(注15)		過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した最終請負金額(税込)が2千万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注7)(注8)	a. 「工事実施市町村に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある c. 上記a、bに該当しない	2.5 1.5 0		小計 10点満点
地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	本店の所在地(注12)		a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない	1 0		
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	災害協定の締結					
加算点合計(注9)				22点満点		

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間は、工事成績評定点については平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰については平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事、発公告の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加算するものとする。過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の発公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。「配点」についても、小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は予定価格が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。ただし、過去に奈良県建設工事競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に比し発注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千5百万円以上、C等級であったときは5百万円以上、D等級であったときは2百50万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡が完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土設備、建築設備・水道設備・水道設備)、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事
- (注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨て、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の発公告日時点で満45歳以下であれば加算する。配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の発公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以上の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公民法」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき任意契約した工事及び自然災害に起因して任意契約した工事を除く。
- (注12) 本店の所在地は、本工事の発公告日時点での住所とする。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注15) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事  
 工事番号: 第○-○号  
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準[簡易型②(一般土木等)]

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	小計		
技術提案書の施工実績	②品質管理(最大2提案)(注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/1提案	を配点の合計点 Max 6	小計 6点満点	
			b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/1提案			
			c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0			
	企業の施工実績	工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県水道局発注の「予定価格が5千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)(注10)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	工事成績評定点の平均値 =5)×0.1 Max 2.5 [工事成績評定点の平均値 -65)×0.4	を配点の合計点 Max 1	小計 10点満点
		表彰	過去5年間における奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰(注2)(注5)	a. ○下記の県土木マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 b. ○下記の県土木マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.5点/1表彰 0.25点/1表彰		
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得			a. ○下記の県土木マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 b. ○下記の県土木マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.5点/1表彰 0.25点/1表彰	を配点の合計点 Max 1	小計 10点満点
				a. 本社、工場等、当該工事関係部署が「ISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1		
				b. 本社、工場等、当該工事関係部署が「ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない	0.5 0		
	同等工事	○○○○		a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同等工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同等工事の施工実績がある (注12)	2	を配点の合計点 Max 1	小計 10点満点
				b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同等工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同等工事の施工実績がある (注12)	1		
c. 現場代理人(同等工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同等工事の施工実績がある (注13)				1			
d. 上記a、b、cに該当しない				0			
地域精通度	本店の所在地(注11)		a. 「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5	を配点の合計点 Max 1	小計 10点満点	
			b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5			
			c. 上記a、bに該当しない	0			
社会・地域貢献	災害協定の締結		a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	を配点の合計点 Max 1	小計 10点満点	
			b. 上記aに該当しない	0			
加算点合計(注8)				16点満点			

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日まで完成・引渡が完了した工事、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合も、その企業に対し1表彰として加算するものとする。過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。「配点」についても、小数第3位を切り捨て、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は予定価格が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千5百万円以上、C等級であったときは5百万円以上、D等級であったときは2百50万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。  
 舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事
- (注6) 「同等工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限り、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。ただし、現場代理人の配置期間のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加算する。配置予定技術者(現場代理人)の中途交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を中途交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第五条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名がある入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同等工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同等工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事  
 工事番号: 第○-○号  
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【工事成績評定ポイント評価型: 育成型①(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点			
技術提案書(注9)	施工計画	②品質管理 (1提案)(注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/1提案	を配得点の合計点 Max. 9	小計 3点満点
				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/1提案		
				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0		
	企業の実績	工事成績評定ポイント	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県水道局発注の「予定価格が3千万円以上の一般土木工事等」の工事成績評定ポイントの平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注10)	a. 65点以上	工事成績評定ポイントの平均値 -65×0.1 Max.2.0		小計 7.5点満点
				b. 60点以上 65点未満	工事成績評定ポイントの平均値 -65×0.4		
				c. 60点未満	-3		
				a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5		
				b. 上記aに該当しない	0		
	企業の実績	同種工事 ○○○○	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注6)(注7)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある(注12)	2		小計 7.5点満点
				b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注12)	1		
c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注13)				1			
d. 上記a、b、cに該当しない				0			
地域精通度	本店の所在地 (注11)		a. 「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2		小計 7.5点満点	
			b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1			
			c. 上記a、bに該当しない	0			
社会・地域貢献	災害協定の締結		a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		小計 7.5点満点	
			b. 上記aに該当しない	0			
加算点合計(注8)				10.5点満点			

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間は、平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。  
過去15年間は、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定ポイントの平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。  
「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は予定価格が3千万円以上、B等級は予定価格が1千5百万円以上の工事成績評定ポイントの評価の対象とする。  
ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千5百万円以上、C等級であったときは5百万円以上、D等級であったときは2百5千万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡し完了した工事の工事成績評定ポイントについても評価の対象とする。  
過去5年間に当該工事の工事成績評定ポイントがない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。  
舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土土設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事
- (注6) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限りとする。  
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。  
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。  
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以上の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。  
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。  
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時時点での住所とする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。  
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。  
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事  
 工事番号: 第○-○号  
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【施工実績評価型: 育成型①(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
技術提案書の施工実績等	施工計画 ②品質管理 (1提案) (注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/1提案	を配得点の合計点 Max. 3	小計 3点満点
			b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/1提案		
			c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0		
	企業の施工実績	同種工事の施工実績	同種工事 ○○○○	a. 国、又は奈良県が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	2	小計 7.5点満点
			過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての施工実績(注2)(注4)	b. 特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	1	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
			ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得	a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
				b. 上記aに該当しない	0	
	配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績(注3)(注9)	同種工事 ○○○○	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある(注7)	2		
			b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注7)	1		
c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注8)			1			
d. 上記a、b、cに該当しない			0			
地域精通度	本店の所在地(注6)	a. 「工事実施市町村に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある	2			
		b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある	1			
		c. 上記a、bに該当しない	0			
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
		b. 上記aに該当しない	0			
加算点合計				10.5点満点		

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が一つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。  
 ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。  
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。  
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評価において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注4) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるに限る)。  
 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注5) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。  
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員の様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注6) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注7) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。  
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注8) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。  
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注9) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

## 落札者決定基準

工事名: ○○○○工事  
 工事番号: 第○-○号  
 工事場所: ○○市 ○○町○○

### ■落札者決定基準【育成型②(一般土木等)】

水道局

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
技術提案書 (注5)	施工計画	②品質管理 (1提案)(注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案	小計 2点満点
				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1点/1提案	
				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
	企業の施工実績	同種工事の施工実績	同種工事 ○○○○ 過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての施工実績(注2)(注4)	a. 国、又は奈良県が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	2	小計 7点満点
				b. 特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	1	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
		配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績(注3)(注9)	同種工事 ○○○○ 過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注3)(注4)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注7)	2	
				b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注7)	1	
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注8)	1	
	地域精通度	本店の所在地(注6)	a. 「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2		
b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある			1			
c. 上記a、bに該当しない			0			
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
		b. 上記aに該当しない	0			
加算点合計				9点満点		

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限りとする。  
 ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。  
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。  
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注4) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。  
 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注5) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。  
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は欠格とする。
- (注6) 本店の所在地は、本工事の公告日時時点での住所とする。
- (注7) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。  
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注8) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。  
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注9) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。